

ナムラン クォーターリー

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

児童婚
…1

【事件ファイルより】
改正公益通報者保護法に基づき
事業者が行うべき具体的措置
…2～3

【最近の判例から】
大学名称に関する紛争
～京都芸術大学事件について～
…3～4

【ご挨拶】
…4

児童婚

外出自粛の中、Netflix で続けて見たのは、*The Blacklist* と *Designated Survivor* というアメリカのシリーズドラマです。後者は邦題が『サバイバー：宿命の大統領』という、ワシントン DC の連邦議会が爆破され、大統領や上下院議員のほとんど全てが被害に遭って死亡、そのようなときのために designate された住宅局局長が大統領として米国を指揮するというドラマです。荒唐無稽なようですが、今年の連邦議会襲撃を見た後では妙にリアルに感じます。両方のドラマに共通するのは、米国で、国際的なものも含め社会問題とされる事象を織り交ぜていることです。取り上げられる話題は、銃規制、移民問題、アフガン撤退、薬物依存、LGBTQ の問題、人身売買、企業と政界の癒着、人工的なウイルスによるバイオテロなど、どれも私たちが感心を寄せる必要のあるものばかりです。その中でも、日本ではほとんど議論されない児童婚の問題を2つのドラマとも取りあげています。いずれも主人公が、何らかの理由で壮年男性と面談、その男性が中学生くらいの女の子を伴っているのが、可愛いお嬢さんですねという、「いえいえ、隣に居るのは私の妻です」と紹介し、主人公は児童婚の実体に気付くというものです。

ユニセフの定義によれば、18才未満の婚姻を児童婚としています。日本では現在、女子は16才以上ですが、来年4月からは男女とも婚姻年齢が18才以上となり、また日本

では結婚する2人の意思が合致していないと婚姻は成立しないため、日本が批准していない、女子の意思に反した婚姻を禁じる奴隷制度廃止補足条約にいう児童婚はなくなるといいよいと思います。他国の多くの児童婚は、女の子がその対象で、かつ親の意向などで倍ほども年齢の違う男性と結婚させられ、母体として十分な成長を遂げていないにも関わらず、妊娠、出産し、その後の学業が続けられなくなったり、ひどい時には命を落としたりするものです。コロナ禍で児童婚は増えているとの報道があり、また米軍のアフガン撤退により同国で、さらに女の子の教育の機会が奪われ、このような児童婚の対象となることが増えるのではないかと心配になります。

この問題は、国連のSDGsの目標でも2030年までに撲滅が呼びかけられています。強制労働や人身売買と同じ根を持つものの、宗教、因習、法律、貧困、女性差別などと強く結びついていて企業の活動や国際機関の支援でもなかなか解決の糸口が見つからないのが悔しいところです。女の子一人一人に意思決定権があることを、児童婚を認める社会に伝えていくことから始めるしかないのでしょうか？



苗村 博子
(なむら ひろこ)



改正公益通報者保護法に基づき事業者が行うべき具体的措置

1. はじめに

令和2年6月に成立した公益通報者保護法の改正法（以下、同改正法を「改正公益通報者保護法」といいます）が令和4年6月1日から施行されるに先立ち、令和3年8月20日、消費者庁は、内部通報への対応のために事業者がとるべき措置に関する指針（以下「本指針」といいます）^{*1}を公表しました。本稿では、本指針のポイントをご紹介します。実務上注意すべき点について検討致します。

なお、改正公益通報者保護法の全体像については、Namrun Quarterly vol.38掲載の倉本武任弁護士による記事（「公益通報者保護法の一部を改正する法律と内部通報担当者のリスク」）をご参照ください^{*2}。

2. 改正公益通報者保護法による内部通報への体制整備の義務付け

改正公益通報者保護法は、事業者が、通報者の保護を図りつつ内部通報へ適切に対応するために必要な体制を整備するとともに、これに関する業務に従事する者を定めることを義務付けています（改正公益通報者保護法11条1項、同条2項）^{*3}。本指針は、これら規定に基づく措置の内容を具体化するために策定されたものです。

3. 本指針のポイント及び注意点

(1) 業務を担当する従業員の定め

本指針第3では、事業者に対し、内部通報への対応業務を行い、かつ、当該業務に関して「公益通報者を特定させる事項」を伝えられる者を、業務を担当する従事者として明確化することを義務付けています。従事者として指定された者が、正当な理由なく、公益通報者を特定させる情報を漏らした場合には、刑事罰（30万円以下の罰金）の対象となるという厳しい規制が設けられたため（改正公益通報者保護法21条）、どの範囲の者を従事者として指定すべきかについては重要な検討事項となります。

この点、消費者庁に設置された検討会の報告書^{*4}（以下「検討会報告書」といいます）で述べられた意見によれば、内部通報への対応業務を主たる職務とする部門の担当者に加え、それ以外の部門の

担当者についても、通報内容に応じて業務に関与する必要があるとされます（検討会報告書20頁）。そのため、個別の通報への対応にあたっては、まずは通報内容に応じて必要な調査事項を検討し、従事者とする者の範囲を定めることとなります。

従事者が秘匿すべき「公益通報者を特定させる事項」とは、個人情報保護法上の「個人情報」の定義と同様に、他の事項と照合して特定が可能であれば、性別等の一般的属性であっても対象となり得るとされます（検討会報告書20頁）。例えば通報者と同じ部署の同僚については、通報者の性別や役職といった情報を知るだけで、通報者が誰であるかを推知できる可能性があり、単に氏名や社員番号といった固有情報のみを秘匿するだけでは足りない場合も想定されます。調査にあたり、調査対象者への程度の情報を提供するかについては、十分な注意が必要となります。

従業員として定めるべき者の範囲や「公益通報者を特定させる事項」の内容等については、消費者庁によれば、本指針の解説を策定する上でさらに検討するとされており、今後公表される予定の本指針の解説の内容が注目されます。

(2) 内部通報の受付窓口及びこれに対応する体制の整備

本指針第4.1では、事業者に対し、部門横断的に内部通報への対応を行う体制として、受付窓口を設置し、調査や是正措置を行う部署及び責任者を定めることを義務付けています。また、受付窓口等として、外部の専門家（法律事務所等）や親会社を指定することが認められています（検討会報告書7頁）。

内部通報がなされた場合、正当な理由^{*5}がある場合を除き、通報対象事実の調査を行う必要があります。調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、是正措置を講じることはもちろん、当該措置が適切に機能しているかを確認し、必要に応じて再度の是正を行うことが求められます。これらの全てのプロセスを通じて、通報者を特定させる情報の秘匿が図られなければならないことは、

前述のとおりです。

(3) 独立性の確保、利益相反の排除

本指針第4.1(2)及び同(4)では、経営陣からの独立性を確保しつつ、通報対象事実に関与した者による調査への不当な影響を排除するために、それぞれ必要な措置を講じることが求められています。もっとも、本指針では、具体的な措置の内容は明らかにされていません。

組織的な不正が疑われる場合や、関係者の範囲が不明確である場合には、純粋な事業者内部での対応によっては、独立性の確保や利益相反の排除が難しい場合があります。それらの場合には、早い段階から、弁護士等の専門家に対して調査等を委託するなどし、外部の第三者の関与の上で内部通報へ対応することが有益と考えられます。

(4) 不利益取扱いの防止、通報者に関する情報の保護

本指針は、事業者に対し、内部通報を理由として通報者が不利益な取扱いを受けることを防ぐための措置（本指針第4.2(1)）、及び、通報者を特定できる情報の共有範囲を限定しつつ、通報者の探索を防ぐための措置（本指針第4.2(2)）をそれぞれ講じることを義務付けることで、通報者の保護を図っています。本指針では、通報者に対して不利益な取扱いをしたり、通報者を特定できる情報を漏らした者に対しては、それらの者が従事者として定められているか否かにかかわらず、事業者による懲戒処分を含む適切な対処が必要としており、違反行為への厳しい対応を求めています。

本指針に則った運用のために、事業者としては、従業員らに対し、改正公益通報者保護法や本指針の内容を周知することで、違反者に対しては厳しい処罰がなされる可能性があることを予め理解してもらう必要があります。また、懲戒処分については就業規則等の根拠が必要であるため、必要に応じて就業規則の内容を見直すことも重要となります。

4. おわりに

以上のとおり、本指針は、公益通報者の保護のために、事業者に対し相当に高

い水準での体制の整備及び運用を求めています。また、今後、消費者庁により、さらに詳細な措置内容を示すための本指針の解説が策定・公表されることが予定されており、事業者としては、来年6月の施行開始までの短期間に、未公表の解説を踏まえて準備を行う必要があります。

本指針が求める高い水準で経営陣からの独立性や通報者の匿名性を確保しつつ、通報にかかる事実関係を適格かつ迅速に調査して、適切な是正措置を講じる

には、以前にも増して、外部の専門家と連携することが重要と考えられます。検討会報告書では、外部窓口との連携を前提とした通報者の匿名性確保の措置が提案されています（検討会報告書9頁）。

本指針を踏まえて、事業者におかれては、改正公益通報者保護法の施行前に、今一度、内部通報に関する社内体制を見直すことが推奨されます。

田中 敦
(たなか あつし)

※1：正式名称「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」。

※2：同記事については、弁護士法人苗村法律事務所ウェブサイト「リーガルエッセイ」からもご覧いただけます (<https://www.namura-law.jp/legal-essays/>)。

※3：小規模事業者の負担軽減のため、常時使用する労働者の数が300名以下の事業者については、これら義務は努力義務とされます（改正公益通報者保護法11条3項）。

※4：公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書」（令和3年4月）。

※5：正当な理由の例としては、解決済みの案件である場合、通報者と連絡が取れず事実確認が困難である場合等が挙げられます（検討会報告書9頁）。

最近の判例から

大学名称に関する紛争 ～京都芸術大学事件について～

1. はじめに

令和2年8月27日に、公立大学法人京都市立芸術大学が、京都芸術大学（旧名称が京都造形芸術大学）を運営する被告に対して、「京都芸術大学」の名称使用差止めを求めた事件について、第1審である大阪地方裁判所は差止請求を棄却しました（以下「本判決」といいます）^{*1}。

他の大学等が既存の大学名称と似たような名称を自由に使用できるとなると、両者に関連性があるとの誤認を生じさせるおそれもあります。最近でも、大阪公立大学がその英語名称を「University of Osaka」とすることを公表したことに対して、大阪大学が再考を申し入れるという話もありました^{*2}。また、「リッツ」と聞くと世界的ホテルチェーンである「ザ・リッツ・カールトン」が思い浮かびますが、関西圏の人では、立命館大学を思い浮かべた方もいるのではないのでしょうか^{*3}。

このような紛らわしい名称等の使用を止めたいと考えた場合、被害者は当該名称を商標登録していれば、商標権侵害を主張できますが、商標登録がなければ何も主張できないのでしょうか。本稿では不正競争防止法（以下「不競法」という）が禁止する著名表示冒用行為や商品主体等混同行為について、本判決の判示内容を踏まえて、検討したいと思います。

2. 事案の概要及び争点について

原告が、その営業表示として著名又は需要者の間に広く認識されている表示（①京都市立芸術大学、②京都芸術大学、③京都芸大、④京芸、⑤Kyoto City

University of Arts、以下、「原告表示」という。）に類似する営業表示である「京都芸術大学」（以下「被告表示」という。）を被告が使用したことに対して、不競法3条1項、2条1号又は2号に基づき、被告表示の使用差止めを求めた事案であり、①商品主体等の混同行為（不競法2条1項1号）該当性、②著名表示冒用行為（不競法2条1項2号）該当性が争点となりました。

3. 各行為の要件及び本判決の判断について

(1) 商品主体等の混同行為

ア 商品主体等の混同行為とは

周知な商品等表示に化体された商品や営業上の信用を保護し、公正な競争を確保するため、不競法2条1項1号は、他人の氏名、商号、商標等、他人の商品等表示として需要者間に広く知られているものと同一又は類似の表示を使用して、その商品又は営業の出所について混同を生じさせる行為を「不正競争」と定めています。かかる商品主体等の混同行為は、「商品主体混同行為」と「営業主体混同行為」に区別されますが、大学の名称が問題となる場合には、後者が問題となります。

イ 要件及び本判決の判断

特に問題となる要件及び本判決の判断は以下のとおりです。

(ア) 周知性について

不競法2条1項1号に該当するには、商品等表示として「需要者間に広く知られている」こと（周知性）が必要です。周知性の認識の主体である「需要者」は、問題となる商品・営業の取引者・需要者

であり、周知かどうかは、商品・営業の性質・種類、取引形態、宣伝活動の態様等の諸般の事情から総合的に判断されます。

本判決では、「需要者」を、京都府及びその近隣府県に居住する者一般（いずれの芸術分野にも関心のないものを除く）としたうえで、原告表示①のみ、京都府及びその近隣府県に居住する一般の者が、原告を表示するものとして目にする機会が相当に多いことを理由に周知性を認めています。

(イ) 類似性について

不競法2条1項1号に該当するには、他人の周知な商品等表示と「同一若しくは類似」の商品等表示が使用されなければならず、かかる類似性の判断は、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が、両表示の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否か^{*4}を基準として、離隔的観察の方法により、表示の中で自他識別機能・出所表示機能を発揮する特徴的な部分である要部を中心に、表示を全体として観察して判断するとされています。離隔的観察とは、2つを並べて比べるのではなく、その表示が使われる状況下でどのように見えるかという観察方法です。比べてみると違いが際立ちますが、本来の使用状況下では、混同されやすい傾向があります。

本判決では、上記基準のもと、原告表示①のうち「市立」の部分は、自他識別機能・出所表示機能は高いと判断し、その要部は全体である「京都市立芸術大学」と把握したうえで、「京都市立芸術大学」と「京都芸術大学」では、「市立」の有

無により、外観、称呼、観念ともに異なり、取引の実情としても、需要者は、複数の大学の名称が一部でも異なれば異なる大学として識別するとして、両者の類似性を否定しました。

(ウ) 混同が生じるおそれについて

本判決では、周知性又は類似性がないと判断したため、同要件については判断していません。同要件は出所に関する混同を生じさせる誤認を意味し、この「混同」には、出所は別個であっても、密接な関連性が存在すると誤認される場合（例えば、系列校や姉妹校と誤認される場合）も含まれるとされています。

(2) 著名表示冒用行為

ア 著名表示冒用行為とは

著名な表示が冒用されると、たとえ混同は生じない場合でも、冒用者は著名表示の有している顧客吸引力にフリーライドすることができ、他方で、被冒用者が、長年の営業上の努力により高い信用を有するに至った著名な表示との結びつきが薄められ、また、当該表示の持つブランドイメージの毀損といった事態が生じます。このような事態の生じることを防止するため、不競法2条1項2項は著名表示の冒用行為を「不正競争」と定めています。

イ 要件及び本判決の判断

特に問題となる要件及び本判決の判断

は以下のとおりです。

(ア) 著名性について

著名表示冒用行為については、周知性よりも高い知名度が求められますが、混同が生じるおそれは要件ではありません。

本判決では、大学の名称が商品等表示として「著名」といえるためには、全国又はこれに匹敵する広域において、芸術分野に関心を持つ者に限らず一般に知られている必要があると判断しています。そして、原告表示のうち、使用頻度が高い原告表示①について、原告大学関係者による使用例のうち多数を占める肩書又は経歴等は、芸術家の名や作品名等と同等か、より小さな記載により付記されるに留まる等の理由により、「著名」とまではいえないと判断し、また、原告表示①より使用頻度の低い原告表示②～⑤についても「著名」とまではいえないと判断しました。

(イ) 類似性について

本判決では、原告表示の著名性を否定したため、原告表示と被告表示の類似性については判断していません。不競法2条1項2号の類似性の判断については、前述の同項1号の類似性と同様の基準を用いる裁判例^{※5}もあります。しかし、その趣旨が混同ではなく、希釈化等の防止であることを理由に、著名な商品等表示を容易に想起されるほどに類似してい

るかどうかを基準とする裁判例^{※6}もあり、判断基準は分かれています。

4. 本判決の妥当性について

本判決は原告表示がいずれも著名性を有しないと判断していますが、同様に学校の名称が問題となった「青山学院」事件判決（東京地裁平成13年7月19日判決）では、「青山学院」との名称について著名性を認めています。本判決が著名性を否定する理由とする、経歴等の使用の場面は学校により大きく変わるものではなく、かかる理由により著名性を否定してしまうのは妥当でないようにも思えます。また、本判決は、被告の行為が商品等表示冒用行為には該当しないと判断しましたが、被告が「京都造形芸術大学」という名称からあえて「京都芸術大学」という、原告表示に似るような変更を行ったという経緯等の事実関係も重視すべきであったように思われます。

※1：その後、原告は控訴をしていましたが、令和3年7月20日に両当事者のHP上で、和解が成立したことが公表されています。

※2：報道によれば令和3年3月12日付けで、「University of Osaka」から「Osaka Metropolitan University」に変更することが発表されています。

※3：平成11年に「ザ・リッツ・カールトン」が神戸風月堂の経営する「ホテルゴーフルリッツ」に対して、類似名称の使用差止めを求め勝訴するなど「リッツ」の名称使用に関して争いがあります。

※4：最判昭和58年10月7日第二小法廷判決。

※5：大阪地裁平成24年

9月20日判決。

※6：東京地裁平成20年

12月26日判決。



倉本 武任
(くらもと たけつぐ)

ご挨拶



田中 敦
(たなか あつし)

本年10月より、当事務所のパートナー弁護士に就任することになりました。

2009年12月の弁護士登録とともに当事務所に入所した後、これまで約12年間にわたり、大規模な企業間訴訟、国際的な取引のサポート、事業再生や倒産事件、知的財産等の専門訴訟、さらには家事事件に至るまで、多種多様な案件を経験することができました。また、2018年から2020年にかけては、米国留学により海外の法制度を学ぶとともに、ニューヨークの法律事務所での海外実務を経験する機会にも恵まれました。

この度のパートナー就任は、これまでに出会ったクライアントの皆様、苗村弁護士をはじめとする当事務所のメンバー、その他関係する多くの方々によるご支援の賜物と存じます。心より御礼申し上げます。

私生活も、弁護士登録時から大きく変化し、現在は、保育園に通う息子2人の子育てに奮闘中です。日々の送り迎えや寝かしつけに四苦八苦しているものの、当事務所からの多大な配慮を受けつつ、コロナ禍でのテレワーク体制も相まって、何とか仕事と育児を両立できております。弁護士としてだけでなく、人間としてもさらに成長できるよう、弁護士業務とプライベートの両方において、これからも前向きに全力で取り組んでいきたいと思っております。

今後は、当事務所のパートナーとして、これまで以上に強い責任感をもって、クライアントの皆様から頼っていただける存在となれるよう研鑽して参る所存です。今後とも、皆様からのご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

頼もしいパートナーに
皆喜んでます。(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区
西天満2丁目
6番8号
堂島ビルディング
7階

※地下鉄御堂筋線
又は京阪淀屋橋
駅1番出口を上
がり、御堂筋を
北へ徒歩5分

TEL：06-4709-1170

FAX：06-4709-0131

受付時間/9:00～18:00

<http://www.namura-law.jp>

